

「日本ショウジョウバエ研究会」会則

1. 本会を「日本ショウジョウバエ研究会」(JDRC: Japanese Drosophila Research Conference)と称する。
2. 日本ショウジョウバエ研究会 (JDRC) は、日本のショウジョウバエコミュニティに研究交流の場を提供し、活発な議論と情報交換を促すことを目的とする。そのために、Asia-Pacific Drosophila Research Conference (APDRC) との共存のもと、独自性を持った研究集会を実施する。
3. 上記の趣旨に賛同する者は誰でも会員になれる。
4. 本会には世話役代表 (以下、代表)、前回世話役代表 (以下、前回代表)、次回世話役代表 (以下、次回代表) から成る3名の世話役を置く。
5. 代表は本会運営の責任者であり、研究集会の計画・実行に責任を持つ。研究集会のJDRC総会において次期次回代表を選出し、研究集会終了後に代表が前回代表に、次回代表が代表に、次期次回代表が次回代表に代わる。世話役の任期は、次回代表就任から三度目の研究集会までとする。
6. 世話役は会員全体のために、緊密に連絡し広い視野で活動する。
7. APDRCとの連携を促進させるために、APDRCの運営会議であるAPDBのメンバーにJDRCの世話役が含まれることが推奨される。
8. 次期次回代表は世話役3名が決定し、研究集会のJDRC総会において出席者の了承を得る。会員は世話役に候補者を推薦することができる。
9. 世話役からの次期次回代表案に不満がある者は代わりの候補を立てて選挙を要求できる。
10. 研究集会終了後、前回代表は新代表に研究集会の余剰金を速やかに引き渡し、新代表はこれを次回研究集会の準備金として充てる。余剰金の譲渡には新代表が新たに開設する銀行口座を用いる。
11. 代表は研究集会終了後の余剰金が譲渡された準備金の額から大幅に増減しないよう心がける。
12. 代表は世話役を含めた世話人会を設置し、重要事項の決定に際してはあらかじめ世話人会において議論する。
13. 世話人会構成員の任期は特に定めない。
14. 会則の改正には世話人会における議論の後、世話役が制定した内容がJDRC総会において承認される必要がある。
15. この会則によって定められていない事態が発生した場合の処理は世話役に一任する。

補則

1. 会員はJflyメーリングリストに参加することを推奨する。
2. Jflyは伊藤啓氏のボランティアによって運営されており、良好な協力関係のもとに、JDRCに関係する情報の伝達等に利用する。
3. 何らかの事情で任期中に世話役の交代が必要になる場合の手続きは14項を適用して対処する。

(以上)

1992年10月22日 活動方針として制定・施行

1997年8月21日 会則として改正・施行

2014年6月6日 会則として改正・施行